

平成27年白老町議会第2回定例会11月議会会議録（第1号）

平成27年11月9日（月曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 3時11分

○議事日程 第1号

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
 - 第 6 議席の指定
 - 第 7 各常任委員の選任について
 - 第 8 議会運営委員の選任について
 - 第 9 特別委員会の設置について
 - 第10 議会推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について
 - 第11 議案第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第12 行政報告について
 - 第13 議案第 1号 財産の取得について
 - 第14 報告第 1号 専決処分の報告について
(平成27年度白老町一般会計補正予算（第6号）)
 - 第15 報告第 2号 専決処分の報告について
(平成27年度白老町一般会計補正予算（第7号）)
 - 第16 報告第 3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
 - 第17 承認第 1号 議員の派遣承認について
 - 第18 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告)
 - 第19 休会について
-

○会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定

- 第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について
第 6 議席の指定
第 7 各常任委員の選任について
第 8 議会運営委員の選任について
第 9 特別委員会の設置について
第 10 議会推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
第 11 議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
第 12 行政報告について
第 13 議案第 1 号 財産の取得について
第 14 報告第 1 号 専決処分の報告について
(平成 27 年度白老町一般会計補正予算 (第 6 号))
第 15 報告第 2 号 専決処分の報告について
(平成 27 年度白老町一般会計補正予算 (第 7 号))
第 16 報告第 3 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
第 17 承認第 1 号 議員の派遣承認について
-

○出席議員 (14 名)

1 番 松 田 謙 吾 君	2 番 前 田 博 之 君
3 番 大 淵 紀 夫 君	4 番 吉 田 和 子 君
5 番 及 川 保 君	6 番 西 田 祐 子 君
7 番 本 間 広 朗 君	8 番 山 田 和 子 君
9 番 氏 家 裕 治 君	10 番 山 本 浩 平 君
11 番 小 西 秀 延 君	12 番 吉 谷 一 孝 君
13 番 広 地 紀 彰 君	14 番 森 哲 也 君

○欠席議員 (なし)

○会議録署名議員

2 番 前 田 博 之 君	3 番 大 淵 紀 夫 君
4 番 吉 田 和 子 君	

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君	
副	町	長	白 崎 浩 司 君

副	町	長	岩	城	達	己	君
教	育	長	古	俣	博	之	君
総	務	長	大	黒	克	己	君
総	務	課	小	関	雄	司	君
財	政	長	小	安	達	義	君
企	画	長	高	橋	裕	明	君
企	画	課	高	遠	藤	通	君
経	済	課	本	間		力	君
経	済	課	赤	城	雅	也	君
農	林	課	石	井	和	彦	君
生	活	課	山	本	康	生	君
町	民	課	畑	田	正	明	君
税	務	長	南		光	男	君
上	下	課	田	中	春	光	君
建	設	長	竹	田	敏	雄	君
健	康	課	長	澤	敏	博	君
高	齢	課	田	尻	康	子	君
学	校	課	高	尾	利	弘	君
学	校	課	高	葛	西	吉	君
生	涯	課	武	永		真	君
子	ど	課	下	河	勇	生	君
病	院	課	野	宮	淳	史	君
会	計	長	熊	倉	博	幸	君
消	防	長	中	村		諭	君
消	防	長	越	前		寿	君
消	防	長	渡	邊	一	雄	君
予	防	長	笠	原	勝	司	君
監	査	員	菅	原	道	幸	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡	村	幸	男	君
主			査	増	田	宏	仁	君
書			記	葉	廣	照	美	君

◎臨時議長の紹介

○事務局長（岡村幸男君） 本日の白老町議会第2回定例会11月会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席委員の中で年長の議員が臨時で議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、松田謙吾議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。松田議員、議長席をお願いいたします。

ここで、傍聴にお越しの皆様、並びに議会中継をご覧の皆様にお知らせいたします。本日の初議会につきましては、正副議長の選出や各種委員会の委員の選出など、議会運営の都合上、幾度となく休憩を挟むこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、松田臨時議長、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（松田謙吾君） ただいま紹介されました松田謙吾です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

◎各議員の自己紹介

○臨時議長（松田謙吾君） 開会に先立ちまして、各議員の自己紹介ををその席からお願いします。前田博之議員のほうから順次お願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（松田謙吾君） 各議員の自己紹介が終わりました。

◎副町長以下各課長職の自己紹介

○臨時議長（松田謙吾君） 引き続きまして、副町長、教育長、代表監査委員、課長職の紹介をお願いいたします。

〔副町長以下各課長職自己紹介〕

○臨時議長（松田謙吾君） それでは、自己紹介を終わります。

◎町長就任あいさつ

○臨時議長（松田謙吾君） 次に、町長から就任のごあいさつをお願いします。

町長登壇願います。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 皆様、おはようございます。

まず、議会選挙当選おめでとうございます。昨日まで4年間大変お世話になりました。また今日から4年間任期をお世話になる戸田安彦でございます。どうぞよろしく申し上げます。詳しい話は所信表明で申し上げさせていただきたいというふうに思います。過去の4年間は大変白老町の問題が山積している中、議会の中で議論を交わしながら町民の幸せの暮らしのために

一緒に頑張ってきたつもりであります。また4年間お世話になるわけではございますが、白老町まだまだ山積する課題がたくさんございます。皆様とともに選挙で選ばれた皆様とともに一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますし、まちづくりの頂点は皆さんも同じ町民の幸せという目標は同じであると思っておりますが、山に登る過程やたくさんの道があると思っておりますので、その道を皆様と共有をしながら登っていきなというふうに思っております。職員どもどもまたお世話になることを祈念申し上げまして、4年間またお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（松田謙吾君） ただいまから、平成27年白老町議会第2回定例会11月会議を開催いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（松田謙吾君） これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席はただいまご着席の議席といたします。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、臨時議長において、2番、前田博之議員、3番、大淵紀夫議員、4番、吉田和子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松田謙吾君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第26条の規定により、立会人に及川保議員、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松田謙吾君） 配布漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松田謙吾君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙には被選挙人の指名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。議長席に向かって右から順次登壇して投票し、左側から議席に戻ってください。

事務局が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

及川議員、西田議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（松田謙吾君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票ですが、そのうちの1票が山本となっておりますが、山本として有効としたいがいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

これを有効と認めます。

○臨時議長（松田謙吾君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票14票

無効投票ゼロ

有効投票のうち

山本浩平議員14票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、山本浩平議員が議長に当選されました。

おめでとうございます。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（松田謙吾君） ただいま議長に当選されました山本浩平議員が議長におられますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました山本議員から就任のごあいさつをお願いいたします。登壇願います。

〔議長 山本浩平君登壇〕

○議長（山本浩平君） ただいま、選任されました山本でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今、私の心境は身の引き締まる思いでいっぱいでございます。皆様からの、厚い信任をいただきましたことを心からまずもって御礼を申し上げる次第でございます。

さて、これからの4年間でございますけども、これは本当に白老町にとっては大事な大事な4年間だというふうに私も認識しております。真の車の両輪、行政と議会が車の両輪としてやっていかなければ、この大事な4年間本当に意味のないものになってくるというふうに思っております。2020年の民族共生の象徴空間これは長年にわたる我々、議会議員の大先輩でもあります。野村義一先生そして山丸武雄先生を初めとする、多くの議員の方々がアイヌ民族の尊厳を高めていく、このことについて本当に努力してきた賜物が、この白老町にナショナルセンターができるということでもあります。ですからこれは、我々はきちっと引き継いでやっていかなければならないというふうに思っておりますし、また、まちづくりの根幹をなすと申しますが、発展をするための一つの大きな起爆剤になるというふうにも思っておりますので、国立博物館を中心とした中での各種の産業の活性化にも必ずつながっていくものというふうに思っておりますので、ここはひとつそれぞれ議員の皆様が私自身が1番自覚をしなければなりませんけども、それぞれのお立場で、ぜひ個々に動いていただいて動く議員、動く議会をぜひとも目指していきたいなというふうに思っています。

それともう1点。白老にとって大きな問題は、やはり今少子高齢化の問題であります。この少子高齢化率40%というのは本当にこの近隣においても、そういったところはないような状況です。しかし現実として、高齢化率が40%生産人口が非常に少ない今白老町になっています。いかに生産人口ふやしていくかというような政策についても、行政とよく話し合いをしながら議会としても進めていかなければならないのではないかと思います。そして、高齢者も多いまちですから、高齢者の方々も安心して暮らせるまちづくりのために一丸となって議会としても動くべきだというふうに考えておりますので、どうか皆様方の協力をお願い申し上げまして、そして、行政とともに一丸となった車の両輪として動く議会ということでやっていきたいなど、このように思っておりますので皆様方のご指導ご鞭撻今後ともよろしくお願いを申し上げます。簡単でございますけど就任に向けてのご挨拶に代えさせていただきたいというふうに思います。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（松田謙吾君） これをもって、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

山本議長、議席にお着き願います。

〔臨時議長 松田謙吾君議長席退席〕

〔議長 山本浩平君議長席着席〕

◎会期の決定

○議長（山本浩平君） 日程第4、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から明年1月5日までの58日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から明年1月5日までの58日間と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長選挙について

○議長（山本浩平君） 日程第5号、選挙第2号 副議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めさせていただきます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本浩平君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第26条の規定により、立会人に本間広朗議員、山田和子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（山本浩平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（山本浩平君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

議席に向かって右から順次登壇して投票し、左側から議席にお戻りください。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

○議長（山本浩平君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

本間広明議員、山田和子議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（山本浩平君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票10票

無効投票 4 票

有効投票のうち

前田博之議員10票

以上のお通りであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、前田博之議員が副議長に当選されました。おめでとうございます。

議長の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山本浩平君） ただいま副議長に当選されました前田博之議員が議場におられますので、会議規則第27条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました前田博之議員から就任のごあいさつをお願いいたします。登壇願います。

〔副議長 前田博之君登壇〕

○2番（前田博之君） ただいま副議長に選出いただきました、前田博之です。

今後は副議長の職務を遂行し議長の補佐役として、町政の推進と議会の公正かつ円滑な運営に努め町民の負託にこたえるべく、白老町の発展に向けて鋭意努力してまいります。今後とも町民の皆様、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。以上簡単であります。就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議席の指定

○議長（山本浩平君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（岡村幸男君） 議席の指定であります。

白老町議会会議規則第3条の規定に基づき次のとおり議席を指定する。

議席番号	1番	山田和子議員	2番	小西秀延議員
	3番	吉谷一孝議員	4番	広地紀明議員

5番	吉田和子	議員	6番	氏家裕治	議員
7番	森哲也	議員	8番	大淵紀夫	議員
9番	及川保	議員	10番	本間広朗	議員
11番	西田祐子	議員	12番	松田謙吾	議員
13番	前田博之	議員（副議長）	14番	山本浩平	議員（議長）

以上でございます。

- 議長（山本浩平君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。
議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着きください。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時02分

再 開 午後1時03分

- 議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員の選任について

- 議長（山本浩平君） 日程第7、各常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において常任委員の指名をいたしたいと思えます。

各常任委員会委員の氏名については、事務局長から朗読させますのでご了承ください。

- 事務局長（岡村幸男君） 各常任委員の選任について、白老町議会委員会条例第6条第1項の規定により、各常任委員を次のとおり選任する。

総務文教常任委員、7名。

大淵紀夫	議員	吉田和子	議員	及川保	議員
小西秀延	議員	吉谷一孝	議員	前田博之	議員
西田祐子	議員				

産業厚生常任委員会、7名

森哲也	議員	氏家裕治	議員	本間広朗	議員
山田和子	議員	山本浩平	議員	広地紀彰	議員
松田謙吾	議員				

広報広聴常任委員会、13名。議長を除く全議員であります。

以上です。

- 議長（山本浩平君） 以上のとおり指名いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員に選任することに決定い

たしました。

なお、委員の任期は議員任期の4年間であります。

ここで副議長と交替するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時04分

再 開 午後1時05分

○副議長（前田博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りする件につきましては、山本浩平議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔議長 山本浩平君退席〕

○副議長（前田博之君） ただいま産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞退を認めているところでありますので、産業厚生常任委員会を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） ご異議なしと認めます。

よって議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

議長と交替するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時06分

再 開 午後1時07分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会では会議を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時07分

再 開 午後1時50分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員。産業厚生常任委員会、委員長に広地紀彰議員、副委員長に本間広朗議員。広報広聴常任委員会、委員長に氏家裕治議員、副委員長に森哲也議員。

以上のとおり選任された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

◎議会運営委員の選任について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思えます。

議会運営委員の氏名については、事務局長から朗読させますのでご了承ください。

○事務局長（岡村幸男君） 議会運営委員会の選任について、白老町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。議員氏名でございます。

大 淵 紀 夫 議員 吉 田 和 子 議員 山 田 和 子 議員
小 西 秀 延 議員 吉 谷 一 孝 議員 西 田 祐 子 議員

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 以上のとおり指名いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。なお、委員任期は議員任期の4年間であります。

次に、委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時52分

再 開 午後2時13分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。

委員長に吉田和子議員、副委員長に山田和子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

◎特別委員会の設置について

○議長（山本浩平君） 日程第9、特別委員会の設置についてを議題に供します。

「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」の設置についてであります。この特別委員会は平成27年第1回定例会3月会議で設置しましたが、議員の任期満了による一般選挙により、自然消滅のなったものであります。

このことに関しては、8月8日の特別委員会において、引き続き、継続して調査することを確認しております。

したがって、2020年に向けた象徴空間の整備促進と、本町の活性化の取り組みについて、調査を行うため、議長除く議員全員の委員をもって構成する「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託し、調査終了まで休会中の調査にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、議長除く議員全員をもって構成する「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで書いて休会中の調査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では、委員会を開催し、委員長副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時16分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が、議長の手元に届いておりますのでご報告いたします。

「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。調査方よろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時18分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、会議を開きます。

◎議会推薦第1号 農業委員会の推薦について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題に供します。

本間広朗議員、山田和子議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで退場を求めます。

〔10番 本間広朗君、1番 山田和子番退席〕

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明を事務局長からさせます。

○事務局長（岡村幸男君） 議会推薦第1号でございます。農業委員会委員の推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、議会が推薦した農業委員が辞任し、欠員が生じたので、補充委員として次の者を推薦するものとする。

平成27年11月9日提出。白老町議会議長。

記、議会推薦委員です。住所、白老町虎杖浜184番地29。氏名、本間広朗。生年月日、昭和32年9月14日生まれ、58歳。住所、白老町東町1丁目3番18号。氏名、山田和子。生年月日、昭和33年10月30日生まれ、57歳。

議案説明です。先般、前田博之氏及び吉谷一孝氏から一身上の都合により農業委員を辞任したい旨の辞表が届け出され、農業委員会等に関する法律という第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を得て、10月16日付けで辞任したところであります。

このことから、農業委員に欠員が生じたので、その補充委員を推薦するものである。

なお、任期は前任者の残任期間である平成29年7月19日までとなる。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員に本間広朗氏、山田和子氏の2名を推薦いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に本間広朗氏、山田和子氏の2名を推薦することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時21分

再 開 午後2時31分

◎議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第11、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。本件について、大淵紀夫議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、

審議終了まで退場を求めます。

[8 番 大淵紀夫君退席]

○議長（山本浩平君） 次に提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第 2 号です。

議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。地方行第196条第 1 項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので議会の同意求める。

平成27年11月 9 日提出。白老町長。

1、議員のうちから選任する監査委員、1 名。2、選任しようとする者の氏名及び生年月日、大淵紀夫、昭和21年11月18日生まれ、68歳ございます。

以上提案を求めますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。反対 1 です。賛成12、反対 1。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 3 7 分

再 開 午後 2 時 3 8 分

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 平成27年白老町議会第 2 回定例会11月会議の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに地方創生先行型交付金の採択についてであります。

本町において申請を進めておりました、地方創生先行型上乗せ交付金について、10月27日に

内閣府地方創生推進室より交付決定の通知を受け採択される運びとなりました。交付金総額は4,810万円となり、タイプⅠ型として事業名「象徴空間と地場資源を活かした白老町版DMOによる多文化共生の教育観光地域づくり事業」に3,810万円が交付され、その内訳としては「白老町版DMOを担うまちづくり会社設立準備」、「交流人口増加と地域資源を活用する受け皿づくり推進事業」、「多文化共生推進のための人材育成事業」の3事業となるほか、タイプⅡ型として、「子育てタウンしらおい推進事業」及び「おもてなし環境整備事業」に1,000万円が交付されることとなります。

なお、これらの事業費につきましては今回の交付決定を受け、今後速やかに補正予算議案を上程したいと考えております。

次に、本町発注工事における旭化成建材株式会社が施工した杭工事の状況についてであります。

この度の同社の一連の報道を受け、過去10年間に於いて同社が下請け施工した本町発注の工事を調査した結果、白老町日の出団地6号棟、白老町立特別養護老人ホーム、白老町消防庁舎、白老町バイオマス燃料化施設、白老町駆除鳥獣焼却施設、白老町合流式下水道改善水処理施設の6施設において、総数840本の杭が使用されておりました。

なお、該当する施設を目視にて確認した結果、傾斜やひび割れなどの不具合は見られませんが、現在、町独自でデータ確認を実施しており、調査結果がまとまり次第、改めてご報告したいと考えております。

次に、会計検査院による平成26年度決算検査報告についてであります。

11月6日に会計検査院長により内閣に送付された平成26年度決算検査報告において、平成25年度に北海道緊急創出事業臨時特例基金を財源として本町が実施した「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」について、受託事業者が計上した事業費総額3,936万1,000円のうち520万7,000円について補助の目的外に使用され不当と認められるとの指摘がありました。

本件につきましては、昨年10月に実施された会計検査院による北海道会計実地検査において指摘を受け、その後、協議を重ねてきたところではありますが、結果として北海道へ返還する必要が生じたものであります。

昨年に引き続きこのような事態が発生したことは誠に遺憾であり、この事実を深く受け止めるとともに、今後このようなことが起こらぬよう職員での指導、監督をなお一層努めていく所存であります。

また、詳細につきましては、後日、改めてご説明させていただきたいと考えております。

なお、本11月会議には議案2件、報告3件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長(山本浩平君) これで行政報告は終わります。

◎議案第1号 財産の取得について

○議長(山本浩平君) 日程13、議案第1号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。財産の取得について。次のとおり財産を取得するものとする。

平成27年11月9日提出。白老町長。

1、取得する財産 パーソナルコンピューター55台、マイクロソフト ウィンドウズサーバーCALライセンス55本、トレンドマイクロ ウイルスバスターライセンス55本。2、取得予定金額 960万1,200円。3、取得の目的マイナンバー制度を対応コンピュータ機器等の購入。4、取得の方法 防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。5、契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉でございます。

先日の会派代表者会議におきまして私のほうからこの組合長を田岡克介前石狩市長でございますけれども、7月に総会がございまして伊達市長の菊谷秀吉様が変わったということで今回提案しました組合長になっております。

次に、報告の1-2でございます。次ページです。議案説明。財産の取得について。財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。前のページに戻っていただきまして、2の取得予定価額の金額につきましては町内4社による指名競争入札を10月7日に行っております。落札率は99.9%でございます。落札者は株式会社和歌様でございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号 財産の取得について。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者から説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第1号。報1-1でございます。

専決処分報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページをおめくりください。報告1—2でございます。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年9月28日専決。白老町長。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,874万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出補正予算」でございますが、記載のとおりでございます。

次に6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書でございますが、8ページの歳出からご説明申し上げます。2歳出、9款消防費、1項4目災害対策費、災害対策経費、509万1,000円の計上でございます。これにつきましては、9月10日から12日に起こった高波被害の対策経費として計上したものでございます。職員手当等は時間外手当90万3,000円、13委託料は411万6,000円でございますが、災害時備品、備蓄品整備委託料、これは毛布を使用しその後また倉庫に仕舞う際に真空パックにして保存しておりますので、その委託料4万1,000円。災害応急作業委託料、これは若竹浦地区の土のうの設置、メップ川の河床掘削、ヨコスト川の河床掘削でございます。その後災害の後に、高波のごみの始末と土のう及びトラフの清掃を行っております。合わせて407万5,000円でございます。

次に扶助費でございますが、災害時にはまなす団地2世帯4名の方が寿幸園のほうに避難されております。その費用として7万2,000円の計上でございます。これは全額一般財源でございます。

戻っていただいて、歳入6ページ7ページをお開きください。1歳入、20款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金509万1,000円の充当でございます。これは5号補正の繰越金の留保額5,803万5,000円から今回の509万1,000円を充当することによりまして、残り5,294万4,000円が留保額となります。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。ありませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第15、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者から説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年9月28日専決。白老町長。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,938万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。4ページ5ページでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

次に、6ページ7ページの歳入歳出事項別明細書につきましては、8ページからご説明申し上げます。2歳出、9消防費、9款消防費1項を4目災害対策費、災害対策経費64万3,000円につきましては、10月8日から9日の低気圧の影響による強風による災害に対する対応経費でございます。職員手当は職員の時間外手当でございます。13委託料につきましては、災害応急作業委託料として倒木の作業撤去費に係る経費、49万5,000円を計上いたしました。これにつきましては全額一般財源でございます。

続きまして6ページ7ページをお開きください。歳入でございます。20款繰越金1項1目繰越金、前年度繰越金64万3,000円でございます。先ほどの6号補正で充当いたしました残5,294万4,000円からこのたびの64万3,000円を充当することによりまして、残り5,230万1,000円が繰越金の留保財源となります。以上のとおりご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいまで提出者からの説明ございましたけれども、6号のほうの日

付の9月28日それと7号を第6号ということで、先ほど説明がありましたので、その部分だけで結構なので訂正をして、もう一度提出者からの説明としていただきたいと思います。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告の2—2で専決処分書の日付でございますが、平成27年10月20日専決の白老町長でございます。

次に、平成27年度白老町一般会計補正予算（第7号）でございます。以上のとおり訂正申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第16、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 報告第3号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年10月20日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金48万7,948円

2、損害賠償の相手方 苫小牧市日新町2丁目6番18-8号 相吉慶二

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

1、日時、平成27年9月25日金曜日、午前10時15分頃。

2、場所、白老町大町1丁目1番1号の役場庁舎駐車場です。

3、当事者、(甲)(乙)記載のとおりでございます。

4、状況、平成27年9月25日午前10時15分頃、役場庁舎駐車場において、(甲)が草刈り作業中、その飛び石により駐車していた(乙)の車の後部を損傷したものでございます。

5、被害の程度、(乙)車のリアガラスを損傷したものです。

6、損害賠償額、本件は(甲)が草刈り作業をする際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるため、(乙)車の修理費等48万7,948円(全額)を(乙)に対し支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

その後のページに見取り図等をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。まずこの作業を始める前に、この作業を行われる方に対する作業手順の説明等と朝のミーティングなどを行っていたのかどうか。それと、この作業を行う前に、駐車場の草刈りということであれば、特飛び石の危険性があるということの判断を前もってした中で、その対策をとって作業をしたのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） ご質問にお答えします。本件につきましては、今回初めての草刈りではなく、年中いろいろな場面で庁舎管理ということで草刈りをやっております。この今回の事故発生した当日の朝、特段のミーティング、それから、その辺の注意事項等の役場内部でのミーティングがあってはならないことですが、行っておりません。また、その作業の手順等の確認という部分も実際怠っていた中で、今回のこの事故発生ということでございますので、これにつきましては毎回朝ミーティングの中できちっと安全対策を施したうえで、十分このようなことがないように厳重に注意しながら作業を進めたいというふうに考えてございます。申し訳ありませんでした。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。まず、今説明いただいたことは、状況はわかりました。今お話もありまして、今後対策もとるといふようなことなので、以後、必ずそういったことの対策ここを行っていただきたいということと、もう一つはこの金額の件なのですが、ナンバーを見る限り国産車かなというふうにとれるのですが、その金額これは保険会社が金額の設定をしているので、適正だといふふうに判断をしますが、ちょっと単純に考えて高いかなといふふうに思う部分と、その本当にリアガラスだけだったのか、逆に言うとその飛び石が広範囲に広がっていて、ほかの部分の修理も入ったのでこの金額なのかということの確認。それと、あともう一つ気になる部分が日ごろ刈り払い機での草刈り作業のところ、町内いろんなところで作業をされているのですが、ワイヤーを使った草刈りをされている場合は通行車両あったらその通行車両に当たるということもありますし、近くで歩道近辺での作業になると思うので歩行者等々のそういった管理も今後きちっと作業をする前の手順、安全確認という部分をこれからも追加して行っていただきたいなということで、つけ加えておきます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず、害賠償額の件につきましては保険会社といろいろご相談した中で、全額、町が賠償ということで示談してございます。まず、車種につきましては国産ではございません。それと、今回の損傷部分はリアガラスのみでございます。それと、実際今

回の草刈りもワイヤーを使ったものでございまして、この辺につきましては今議員のおっしゃるよう安全確認再度見直した中でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

5番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 一点、確認のみでお願いしたいと思います。町のこういった事故というのは度々起こりうるのですが、全額保険の適用になって損害賠償額については全額保険により補てんされるということになっていきますけれども、私たち一般人は保険を使って事故等の処理をすると保険料が次の年かなり上がったりするのですが、町の場合というのはその事故等がこう多発した場合にはどういった形になっていくのか、その辺だけちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 詳細につきましては後ほど調べてご報告申し上げたいと思っておりますが、今回のこのような事故の中でこういうような賠償を支払ったとしてもその賠償額がその次の年に上がるとかというようなことはないというふうに承知してございます。保険額は次年度上がるということはないというふうに押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後3時07分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申し訳ございません。今回のこの賠償保険は全国町村会の総合賠償補償保険というものでございまして、これは全国的に自治体を対象としている保険でございまして、今回このような白老町が事故を起こしたとしても、白老町が次年度上がるとかということはないということは先ほど私もご答弁させていただきましたが、全国的にプールされているらんとところで事故が多発して、そのいわゆる賠償額がふえた段階でこれが何軒とかということではなく賠償額がふえた段階でいわゆるこちらの保険会社のほうで次年度は全体的に保険料を上げようかというような形になりますので、個々自治体の状況ではあまりそういう上がったり下がったりというのはないということでございます。それから先ほどご説明した中で吉谷議員の質問の中で賠償額でございますが、ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、リアガラスのみではなく代車費用も20日間ぐらい修理かかっているということでその部分も含まれているということで訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 吉田議員よろしいですか。ほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第17、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。
本件につきましては、別紙のとおり町村議長、全国大会胆振管内議長会の視察等が予定されております。承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎諸般の報告（次期所管事務調査の報告）

○議長（山本浩平君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

広報広聴常任委員会議会運営委員会委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申し出がありました。常任委員会においては、調査等よろしくお願いをいたします。

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第19、休会についてお諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日10日から明年1月5日までの57日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日10日から明年1月5日までの57日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。